様式第４号（第10条関係）

地域生活支援事業利用・給付却下通知書

日常生活用具給付等事業・日中一時支援事業・生活サポート事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業

年　　　月　　　日

様

土佐清水市福祉事務所長

先に申請のありました地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業・日中一時支援事業・生活サポート事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業)の利用・給付に関する申請については下記の理由により却下となりましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者氏名 |  |
| 対象者住所 |  |
| 障害手帳 | 身障 | 番号 |  | 障害内容 |  | 等級等 |  |
| 知的 |  |  |  |
| 精神 |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 土佐清水市　　　　　　　　　　　　　 事業 |
| 却下根拠 | 土佐清水市　　　　　　　　　　　　　 事業第　　　条第　　　項による |
| 却下理由 |  |

・不服申立て及び取消訴訟

１　この決定に不服があるときは，この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に土佐清水市長に対し審査請求をすることができます。

２　また，処分の取消しの訴えは，前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に土佐清水市を被告として(訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。)，提起することができます。なお，処分の取消しの訴えは，前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(１)から(３)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

(１)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(２)　処分，処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(３)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。